

未諮問基幹統計(民間給与実態統計)についての委員の御質問・御意見等について

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
1	調査対象給与所得者の抽出方法が年間給与額により異なる理由	調査対象給与所得者について、年間給与額が2,000万円以下の者は無作為抽出であるのに対し、2,000万円を超える者は全数(有意抽出)としている。この点、異なるチャンスの抽出率が混在することになる。おそらく、量的には少ない高所得者層を配慮して(ウェイト付け)の対応であろうと想像するが、このあたりの取扱いについてご説明いただきたい。
2	ウェブ上の説明によれば、給与所得者数及び給与所得総額の推計は、単純な線形推計によっていると見受けられるが、この場合、回答率が75.9%であることから、その結果は低めに偏るものと考えられる。このような偏りを補正するために、何らかの推計上の工夫を行っているか？また、回答率が階層間でばらつきがある可能性もあり、その場合には、推計結果に影響を及ぼすと考えられる。このため、補正など何らかの対応を行っているか？その場合、どのような方法を行っているか？	この統計では、所得・税額の総額を推計していることから、有効回答率が100%に満たない場合の処理は、推計値の精度に直接的な影響を与える。母集団のリストは予め把握できており、また、税務データからかなりの背景情報は得られるはずだから、なんらかの効果的な補正方法はあるものと思われる。もし、補正を行っていないのであれば、簡便な方法でもよいから、適用してほしい。
3	この調査結果の税額の総額と、国税収入の実績額とどの程度一致しているのか？(仮に有効回答率100%となった場合、税額の総額の推計値は税収実績と一致するのか？実際にどの程度一致しているのか？)	調査統計としての民間給与実態統計から得られる給与所得の数字と、これに対応する行政資料に基づく税務統計から得られる給与所得の統計とで、どの程度整合性があるか、具体的な数字を示していただきたい。もし、両者に差異があるとすれば、その差異の原因としてどのようなことが考えられるか解説していただきたい。
4	賃金構造基本統計や毎月勤労統計と調査対象範囲や給与の違いについて、分かりやすく整理してほしい。また、同じ国税庁の統計について、給与支払額(平成25年)をみると、国税庁年報の給与所得課税状況(源泉所得税)における官公庁以外のその他(日雇労働者除く)で227兆円となっており、民間給与実態統計における合計額200兆円とかい離がみられる。この要因についても教えてほしい。	他統計と比較することで、統計ユーザーとして活用方法を確認したい。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
5	「労働時間」に関する調査事項の追加について	「労働時間」に関する調査事項の追加については労働関連統計という性質上望ましい方向だと考える。すでに、「勤続年数」と「職務」が調査項目として入っているため、時間当たり賃金を算出する際に使用できる「労働時間」の項目が追加されると、本調査がいつそう充実する。ただ、本調査の回答スタイル(事業所による記入)を考慮すると、労働時間の情報を追加的に収集することがどの程度容易にできることなのか、また、負担はどの程度ものなのだろうかといった点を確認したい。
6	給与階級別の1000万円以上のきざみは500万円ごとと粗くなっている。もっと、細分化する考えはないか。また、退職所得についても調査を追加することを検討していないか。	中高所得層の給与実態や、所得税の最高税率の引き上げや給与所得控除の上限の引き下げ(平成28年1200万円超、平成29年1000万円超)の影響を把握するために有用。
7	現在は1~9人規模で集計しているが、1~4人、5~9人に分けて集計する考えはないか。	他統計(賃金構造基本統計と毎月勤労統計)は5人以上の事業所を調査対象としていることと平仄を合わせるほか、より小規模な企業の賃金実態を把握しやすくするため。
8	民間給与実態統計を給与の官民比較に利用できるように調査事項を拡充することの可否	利活用事例として、実際によく聞く事例は公務員の給与調整する場合に、民間給与実態に合わせて考えるという議論がでてくると思う。その際に、単純に民間給与と公務員給与を平均値を直接に比較することはできず、従業員(労働者)と公務員の人的資本等に関する属性をコントロールした上で比較すべきものであるにもかかわらず、その調整が十分なされていない印象をうける。現行の調査事項で十分な属性のコントロールができるものなのか、比較分析に耐えるだけの情報量が得られているのか、実施主体の判断と説明を聞きたい。
9	現在、給与の官民比較を行う際に用いているのは、人事院「職種別民間給与実態統計」であると認識しているが、似通った統計調査と思われる同統計調査と国税庁の「民間給与実態統計調査」が併存している意義及び両統計調査の相違点について、国税庁の立場からの見解を御説明頂きたい。	同上
10	行政記録情報の活用の余地	本調査の調査対象である民間事業所(源泉徴収義務者)は、所得税法の規定により各種の源泉徴収関係調書を税務署に提出することが義務付けられているため、効率性や正確性の観点から、統計調査によるのではなく当該調書を活用して民間給与実態統計を作成する余地はないのか。
11	マイナンバー制度の導入により、標本調査を行わずに全数のデータから統計作成が可能となると考えられるが、移行についてどのように考えているか?その場合、作成・公表される統計の種類・範囲等について拡充の計画はないか?(経費節減、回答負担軽減、情報の有効活用などの観点から重要な方向性と思われる。)	マイナンバー制度は、大きな経費をかけて、行政手続き・行政事務の簡素効率化を目指して導入されるものであることから、行政情報から統計が作成できる場合には、極力そのような方法に移行すべきである。例えば、個人ごとの所得額を把握することが可能となり、現行のように給与所得に限定することなく、より幅広い個人・世帯所得統計の作成が可能となると考えられる。このような統計が作成されるとすれば、経済統計の精度の向上、内容の充実に大きく寄与するものと考えられることから、是非そのような道を開くことを検討していただきたい。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
12	オンライン調査への完全移行に向けた検討状況	調査方法として、オンラインのほか郵送による収集が並存しているが、現時点でそれぞれどれくらいの実績にあるのか。事業規模1人から本調査の対象となりうるという状況を考慮してのことと想像するが、オンライン調査への完全移行に向けた検討はなされているのか。